

生ごみ処理機貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾部市環境市民会議(以下、「会」という。)が実施する、生ごみを乾燥・減量化する「生ごみ処理機(以下、「処理機」という。)」の普及促進及び市民のごみ減量意識の高揚を目的とした貸出事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 処理機の貸出しを受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 中古の処理機貸出しを了承できる者
- (3) 貸出後に実施するアンケートに協力できる者

2 処理機の貸出先は個人の家庭とし、事業所等は除くものとする。

(貸出期間等)

第3条 処理機の貸出期間は、貸出開始日を含め、最短で1週間(7日間)、最長で3週間(21日間)とする。

- 2 貸出期間終了後は速やかに処理機を返却すること。
- 3 貸出しは、1世帯につき1機1回限りとする。

(申請)

第4条 申請者は、会事務局(以下、「事務局」という。)にあらかじめ申請をしなければならない。

- 2 前項の申請にあたり、申請者は、本人であることが確認できる書類(運転免許証、健康保険証等)を提示しなければならない。

(費用負担)

第5条 処理機の貸出しは無償とする。ただし、処理機の使用及び運搬に要する費用は処理機の貸出しを受けた者(以下、「使用者」という。)が負担するものとする。

(貸出方法)

第6条 処理機の貸出しは、事務局において直接引き渡す方法で行うものとする。

(返却方法)

第7条 処理機の返却は、使用者が事務局まで直接返却するものとする。

- 2 使用者は、返却する際、処理機の状態が次の申請者の支障にならないよう、貸出し時と同じ状態に清掃した上で返却するものとする。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号いずれかに掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 処理機を適正に維持管理すること
- (2) 処理機の形状を変え、又は改造しないこと
- (3) 処理機を他に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと

(中止)

第9条 会は、次の各号いずれかに該当すると認めた場合、貸出しを中止し、貸出した処理機を返却させることができる。

- (1) 使用者が第2条又は前条各号に掲げる内容に違反したとき
- (2) その他特に必要があると認めたとき

(損害賠償)

第10条 使用者が貸出機器を破壊・紛失等した場合、メーカー保証外の場合のみ、損害賠償を求める場合がある。

(免責)

第11条 貸出しを受けた処理機の使用により、使用者が被った損害または使用者が第三者に与えた損害については、会は一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、処理機の貸出しに関して必要な事項は会が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。